

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日の翌
日とする)

目次
◇告示 土地改良事業計画の変更の認可
土地改良事業変更計画等の適否の決定
都市計画法第六十六条による告示

告示

鳥取県告示第百六十三号

西伯町土地改良区から申請のあつた土地改良(西伯地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月三日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十四号

昭和五十二年一月三十一日付けで東伯郡東郷町大字別所六八番地伊藤克己ほか十八人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業変更計画及び変更規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認め、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月八日 鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び変更規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十五号

西伯町から申請のあつた町営土地改良(北方地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十六号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（鴨部地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十七号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（大杉地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画事業の事業

計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三―五―三 美保航空線

二 施行者の名称

鳥取県

三、事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

取用する部分

昭和四十八年二月鳥取県告示第百三十四号の事業地に境港市佐斐神町字行測の一及び字行測並びに小篠津町字川本の一及び字角藪を加える。

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部 購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

